

# 鹿部消防署からのお知らせ



## 1 令和3年秋の全道火災予防運動の実施について

全国統一防火標語「おうち時間 家族で点検 火の始末」

令和3年秋の全道火災予防運動が、令和3年10月15日（金）から10月31日（日）まで実施されます。

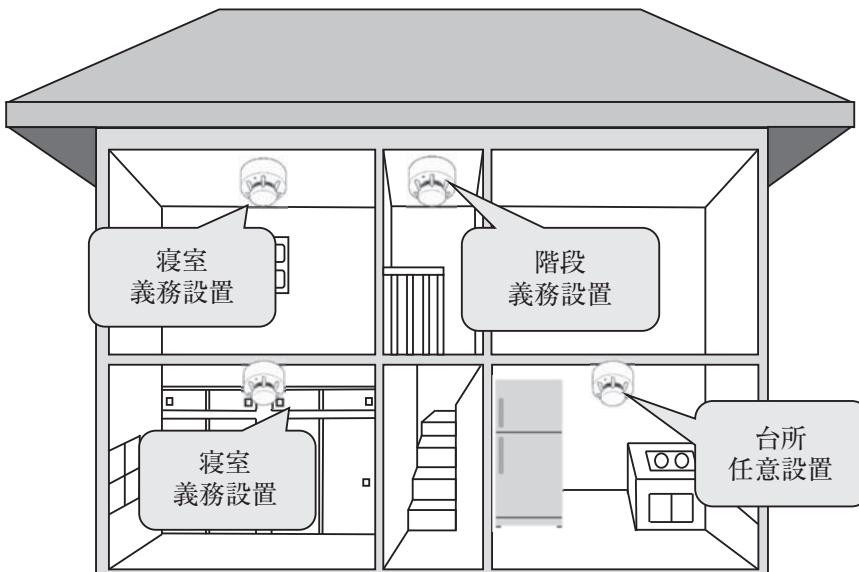
例年、この時季は、空気が乾燥し、風の強い日が多くいたため、一度火災が発生すると被害が大きくなる危険性が高くなることから、火気の取り扱いには十分注意し、火災のないまちづくりにご協力をお願いします。

## 2 住宅用火災警報器の設置場所について

消防法及び南渡島消防事務組合火災予防条例が改正され、平成23年6月1日から、すべての住宅で寝室及び階段（寝室が2階にある場合）に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

台所や居間等は、条例による設置義務はありませんが、安全のため設置してもかまいません。

早期に火災を発見することにより、大事に至らなかった事例も多数報告されていますので、火災から身を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。



## 3 住宅用火災警報器の維持管理について

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなる恐れがありますので、定期的に作動確認を行ってください。

また、設置後おおむね10年を目安に警報器本体を交換しましょう。

※お問い合わせ先 鹿部消防署 予防課予防係 (TEL: 7-3331)

## 『語らい町長室』 がご利用しやすくなりました！

従来の来庁していただく方法に、『語らいオンライン町長室』と『語らい出前町長室』を加え、より利用しやすい環境を整えました。

また、開放予定日に限らず、公務などが入っていない日には、可能な限りご対応させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

なお、ご利用を希望される方は事前にお申込みください。

■令和3年10月の開放予定日 10月13日（水）午前9時から午後7時まで

※お問い合わせ先 役場総務・防災課 (TEL: 7-2111)